

消費税転嫁対策特別措置法に規定する総額表示義務の特例措置

消費者向けの価格表示については、税込価格を表示（総額表示）することが義務付けられていますが、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」（消費税転嫁対策特別措置法）により、平成25年10月1日から平成29年3月31日までの間は、「現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置」（誤認防止措置）を講じている場合に限り、税込価格を表示（総額表示）しなくてもよいとする特例が設けられました。

なお、消費者の利便性にも配慮する観点から、この特例の適用を受ける事業者は、できるだけ速やかに「税込価格」を表示するよう努めることとされています。

【誤認防止措置の具体例】
 (例1) 値札、チラシ、ポスター、商品カタログ、インターネットのウェブページ等において、商品等の価格を次のように表示する。

『〇〇円(税抜価格)』『〇〇円(税別)』『〇〇円(本体価格)』『〇〇円+税』『〇〇円+消費税』

(例2)
 個々の値札等においては『〇〇円』と税抜価格のみを表示し、別途、店内の消費者が商品等を選択する際に目に付きやすい場所に、明瞭に、「当店の価格は全て税抜価格となっています。」といった掲示を行う。
 ※消費税率の引上げを含む消費税法の改正内容については、国税庁ホームページの「消費税法改正のお知らせ(社会保障と税の一体改革関係)」をご覧ください。
 川越税務署 ☎ 235-9411
 〒350-8666 川越市大字並木 452-2

社会保障と税の一体改革による主な消費税法改正の概要

消費税率が引き上げられます

消費税(地方消費税含む)の税率が、8%に引き上げられます。消費税の課税業者が平成26年4月1日を含む課税期間分(個人事業者の場合は平成26年度分)の消費税および地方消費税の確定申告書を作成するためには、課税売上げ・課税仕入れについて、帳簿において、旧税率が適用されたものと新税率が適用されたものに区分しておく必要があります。なお税率引き上げに伴う経過措置により、平成26年4月1日以後に行われる取引であっても旧税率が適用される場合があります。

任意の中間申告制度が創設されました

直前の課税期間の確定消費税額(地方消費税額を含まない年税額)が48万円以下の事業者(中間申告義務のない事業者)が、任意に中間申告書(年1回)を提出する旨を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、当該届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する6月中間申告対象期間以後の6月中間申告対象期間について、自主的に中間申告・納付することができることとされました。事業年度が1年の法人については、平成26年4月1日以後開始する課税期間の中間申告から適用されます。なお個人事業者の場合には平成27年分の中間申告から適用されます。

川越税務署 ☎ 235-9411
 〒350-8666 川越市大字並木 452-2

「領収証」等に係る印紙税の非課税範囲が拡大されます

事業者の皆さんが作成する領収証やレシートなどの「金銭または有価証券の受取書」に係る印紙税については、平成26年4月1日以降に受取金額が5万円未満のものについて非課税となります。(現在は記載された金額が3万円未満のものが非課税です。)平成26年4月1日以降、領収証等を作成する際には、受取金額を確認の上、納付する印紙税額に誤りのないようご注意ください。

「金銭または有価証券の受取書」に係る印紙税の非課税範囲	
現行	平成26年4月1日以降
3万円未満	5万円未満

(注) 印紙税の納付の必要がない文書に誤って収入印紙を貼ったような場合には所轄税務署長に過誤納事実の確認を受けることにより印紙税の還付を受けることができます。「領収証」等を取引の相手方に交付している場合でも、過誤納事実の確認を受けるには、過誤納となった文書の原本を提示する必要がありますので、収入印紙を貼る際は誤りのないよう十分注意してください。

川越税務署 ☎ 235-9411
 〒350-8666 川越市大字並木 452-2

確認しましょう!最低賃金 ~埼玉県最低賃金の改定について~

埼玉県最低賃金が平成25年10月20日から**時間額785円**に改定されました。なお、特定の産業については別途特定(産業別)最低賃金が適用されます。詳しくは、埼玉労働局賃金室(☎048-600-6205)または最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

埼玉労働局 ☎ 048-600-6205

地域福祉バス・福祉タクシー助成(3月28日(金)から交付)

【地域福祉バス】

70歳以上の高齢者、心身障がい児・者が安心して外出できるように、地域福祉バス利用料金を3月28日(金)から助成します。

▶対象…70歳以上(70歳の誕生日から交付)の高齢者、心身障がい児・者(身体障害者手帳1・2級、療育手帳Ⓐ・A)

▶助成…地域福祉バス(ライフバス)利用料金を助成。1か月につき8枚(該当月分)の利用券を交付。

※心身障がい児・者の場合、自動車燃料費補助事業の助成を受けている人は除く。

▶申込み…印鑑、年齢を確認できるもの、もしくは、身体障害者手帳、療育手帳を持参のうえ、福祉課または各出張所へ申請してください。

福祉課福祉係 ☎ 172・173

福祉課障がい者庶務係 ☎ 174・175

【福祉タクシー】

障がい児・者が安心して外出できるように、タクシー利用料金を3月28日(金)から助成します。

▶対象…障がい児・者(身体障害者手帳1・2級、療育手帳Ⓐ・A、精神障害者保健福祉手帳1・2級)

▶助成…利用料金の初乗り運賃相当額の助成。1か月につき4枚(該当月分)の利用券を交付。

※自動車燃料費補助事業の助成を受けている人は除く。

▶申込み…印鑑、身体障害者手帳または、療育手帳を持参の上、福祉課および各出張所へ申請してください。

※精神障害者保健福祉手帳1・2級の人は、印鑑、精神保健福祉手帳を持参のうえ、福祉課へ申請してください。

福祉課障がい者庶務係 ☎ 174・175

ぬくもり健康入浴券助成(3月28日(金)から交付)

下記の入浴施設を利用する人に、年6枚を限度として入浴利用料金の一部を助成します。平成26年度は入浴利用券引換はがきは**郵送されません**ので、下記申込方法により交換してください。

▶対象…町内在住65歳以上の人(平成27年3月31日までに65歳になる人)

▶助成金額 1回の利用につき300円

▶入浴施設…川越湯遊ランド、ふれあい健康センター「ゆうパークおごせ」、健康湯ランド、つるせ浴場、富士見浴泉、所沢温泉湯楽の里、真名井の湯大井店、埼玉スポーツセンター天然温泉、埼玉スポーツセンターにいぎ温泉、岩盤房・二股温泉きらく、おふろの王様志木店

▶申込方法…入浴利用券引換はがきはありませんので、本人確認ができるもの(運転免許証・保険証・パスポート等)、印鑑を持参のうえ、福祉課または各出張所で交換してください。

※代理受領の場合は、委任状が必要です
 福祉課福祉係 ☎ 172・173

第11回 市民公開講座 生き方に向き合う医療 ~これからの在宅医療に向けて~

▶日時 3月15日(土) 14:30~
 ▶会場 富士見市民文化会館 キラリふじみ マルチホール

▶内容
 第一部 講座「平穏死について」
 第二部 パネルディスカッション
 『在宅医療の現状とこれから』

▶定員 250人(先着順)
 ▶費用 無料

東入間医師会 ☎ 264-9592

平成26年度 スポーツ安全保険

3月3日(スポあねっとをご利用の場合は3月1日)からスポーツ安全協会では、平成26年度スポーツ安全保険の加入受け付けをしています。

▶申込方法 郵便局窓口で払込み後、払込受付証明書を貼付した加入依頼書を埼玉県支部へ郵送する

▶対象 スポーツ活動や文化活動などを行う5人以上の団体

▶対象となる事故の範囲 団体管理下での活動中(国内)の事故など

▶掛金 高校生以上800円~11,000円
 中学生以下800円・1,450円・11,000円
 ※活動内容により異なります

▶保険期間 平成26年4月1日~平成27年3月31日
 ※4月1日以降の申し込みは加入依頼書を郵送した消印日と払込日のいずれか遅い日の翌日から有効

▶補償内容 傷害保険・賠償責任・突然死葬祭費用保険

※加入区分により補償金額は異なります
 ※スポーツ安全保険のしおり・あらましをよくお読みになり、内容を確認ください

※スポあねっとを利用の場合はスポーツ安全協会のHPをご覧ください

公益財団法人スポーツ安全協会埼玉支部 ☎ 048-779-9580

納期限にご注意ください

3月31日(月)の納期限は次のとおりです。
 納期限内に納付してください。

- 町民税・県民税(第5期)
- 国民健康保険税(第9期)

収納は藤久保・竹間沢出張所でも行っています

国内最大楽曲数 UGA Ryuji 音楽事務所
 歌える居酒屋・小料理・やきとり

竹の子

吉幾三が親子の絆に贈る「父子坂」
 作詞・作曲：吉幾三
 好評発売中……1,200円
 山田龍二&大輔

営業時間 PM6:00~12:00 ○定休日・日曜日
 入間郡三芳町北永井 882-80 ☎049-259-0500

エアコンのことなら!

有限会社 三芳エアコンサービス

埼玉県入間郡三芳町上富1552
 TEL 049-258-0470 FAX 049-258-9828

ふじみ野法務事務所 営業時間 平日9時から18時まで
 電話受付 年中無休9時から20時まで

【取扱業務】債務整理(借金問題)・法人登記(会社設立)
 不動産登記(相続・売買・贈与・抵当権抹消ほか)・後見・遺言

[司法書士]高柳 健一 [埼玉司法書士会]登録第1068号
 [簡易裁判所訴訟代理関係業務]認定番号第601543号

土日・夜間対応 ☎049-277-6210
 相談無料(要予約) http://office-fujimino.com/ (携帯) http://office-fujimino.com/mobile/

〔事務所〕ふじみ野市苗間1丁目10番11号サンハピネス105号 [アクセス]東武東上線ふじみ野駅より徒歩5分

農業のカルチャースクール 農業体験型農園 「三芳町野菜劇場」

手づくり野菜と有意義な余暇活動で健康生活を始めませんか?
 初心者でも失敗しない野菜づくりを学べます!

問い合わせ 正木潤
 電話 090-3345-4638
 HP http://miyoshi831.com

おべんとう手づくり屋 あい

*安全な食材を使ってすべて手作りで安心できるお弁当を作っています。

*三芳町、富士見市社協のデイサービスに昼食をご提供中。

*配食、弁当、オードブル等お気軽にお問い合わせください。

☎049-253-6651 富士見市針ヶ谷2-12-13

「親身」「丁寧」をモットーに「顧客満足度100%」を目指しています!

ACS Auto Gallery Sincere

有限会社 シンシア

- スズキ代理店
- 各種新車・中古車販売
- 各国産メーカー・外車新車販売
- 生損保取扱い代理店
- 車検・修理・板金
- 車の事ならすべておまかせ下さい。

〒354-0046 三芳町竹間沢東7番地3 TEL. 049-259-5923

四季の彩りのなかで心づくしのおもてなし

料亭角家 お食事処 **オアシスカドや**

三芳町上富1167 **258-3688(代)**